

第7章 ゾーンごとの目標(あるべき姿)

2050年までのゾーンごとの目標(あるべき姿)については次のとおりとします。

1 山地ゾーン

在来の多様な生き物が生息する原生的な森林や湿地、自然草原が多く残され、市民生活を支える水源が適切に保全されています。

その価値が市民によく理解される機会が継続的に提供されています。

自然環境調査等により継続的に生物相の変化を確認するとともに、土地管理者による必要な保全がされています。

2 山麓ゾーン

自然性の高い二次林や適切に管理された健全な人工林が守り育てられて引き継がれています。

森林浴や観察会など、多くの市民が生き物や土・水とふれあい、生物多様性の豊かさを五感で感じながら、自然観を養っています。

野生鳥獣とのすみ分けや適正な個体数管理等の対策により、人と野生鳥獣とのあつれきが低減されています。

【法令等による保全区域外】

生物多様性保全の観点から重要な地点については、自然共生サイト等の制度やその他の手段により保全されています。

3 市街地ゾーン

昔から残されてきた街中の拠点となる緑や街路樹・公園のほか、緑化された屋上・壁面、ビオトープなど、多様な主体の取組により新たな生き物の生息・生育環境が創出されています。

都市公園などの緑地では、市民参加型の生物調査、観察会、環境教育の場として活用されるとともに生物相が把握され、多様な生物が保全されています。

市民は、都市機能が維持された市街地において野生鳥獣と一定の距離を保ちつつ、野鳥のさえずり、虫の声、並木や花の色彩・香りなどを通して、生活の中で多様な生命の息吹を感じています。

4 低地ゾーン

防風林や湿地など、かつての石狩湿原や明治期を想起させる風景から、近年整備された公園、今も続く酪農・田園地帯まで幅広く様々な風景が保全・創出されています。

生物多様性に配慮した農業が行われ、農業体験や直売会などにより都市住民と農業者の交流が進むとともに、都市における農地の機能や価値が市民によく理解される機会が継続的に提供されています。

【法令等による保全区域外】

生物多様性保全の観点から重要な地点については、自然共生サイト等の制度やその他の手段により保全されています。

5 各ゾーンをつなぐ河川、緑地

河川では多自然川づくりにより、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出が図られ、瀬・淵・河原など多様な生態系や水環境が確保されています。

一方、連続化に伴い懸念される影響（侵略的外来種や遺伝的攪乱の拡大、野生鳥獣とのあつれきなど）が抑えられ、原生的な自然から人為的な環境まで、それぞれの地域固有の生物多様性が損なわれることなくネットワークを形成しています。

生物多様性に対する市民理解の浸透、適切な管理などによって、美しい街の風景や人と生き物の豊かな交流を生み出しています。

第8章 施策を進めるにあたっての基本方針

生物多様性国家戦略の目標や第7章で示したゾーンごとの目標を踏まえ、施策を進めるにあたっての基本方針を以下のとおり設定します。

基本方針1

■ 様々な立場の人々と連携・協働して生物多様性の保全を進める。

札幌の風土を生物多様性の視点から見つめ直し、市民、企業、活動団体など、様々な立場の人々が連携・協働して継続的に取り組むことで、生物多様性の保全を進める必要があります。多様な主体が連携・協働することは、地域の生物多様性の効果的かつ効率的な保全につながります。

また、国や北海道、周辺自治体に加え、市役所内部での連携、協働した取組も必要です。

基本方針2

■ 生物多様性への理解を深め、将来に伝えていく。

生物多様性は、人の生存や生活に必要不可欠であり社会経済の基盤でもあるということを、一人一人が自分のこととしてとらえ、生物多様性保全のための具体的な行動をとる必要があります。しかしながら、第1章3(2)で記載したように、生物多様性への理解度は十分とはいえない状況です。

生物多様性の恵みや損失の身近な例を提示することで、市民一人一人の生物多様性への理解を深め、具体的な行動につなげることで、地域の資源を再発見、創造し、魅力ある札幌を将来に引き継いでいきます。

基本方針3

■ 札幌市は消費都市であることを認識し、札幌市、市民、企業、活動団体等は積極的に地球規模で生物多様性に配慮した取組を行う。

札幌市は197万人もの人口を擁する都市であり、人々は食料やエネルギーなど様々な資源を消費して生活しています。

持続可能な都市を推進するためには、札幌市が消費都市として、北海道や日本国内だけではなく、世界中の様々な資源を利用しながら生活していること、それによって世界中の生物多様性に影響を与えていることを認識する必要があります。そのうえで、札幌市、市民、企業、活動団体等それぞれが、なお一層、生態系への理解と価値観を高めて共有し、積極的に地球規模で生物多様性に配慮した取組やライフスタイルを実践することが重要です。

第9章 基本方針に基づく2050年までの目標及び2030年までの目標、施策、進捗管理

第8章に示した3つの基本方針に基づいた目標を設定し、各目標に基づく施策を内容別に整理し、以下のとおり取り組むこととします。取組については継続的にモニタリングし、科学的知見に基づいた順応的な管理を行います。

1 生物多様性の保全に関する目標

2050年目標

- 多様な動植物が生息、生育する豊かな自然環境が適切な管理により保全されており、各ゾーンがあるべき姿を保っています。
- 野生鳥獣とのあつれきが減少し、外来種の生息が抑制されています。

この目標を達成するため、様々な立場の人々と連携・協働して生物多様性を保全するための施策を進めます。

(1) 札幌市版レッドリストの見直しと掲載種の保全事業の検討・実施

札幌市では平成28年(2016年)に札幌市版レッドリスト2016を作成しましたが、時間の経過とともにリストが実態に合っていない点があることがわかってきました。また、分布状況などの情報が不足している種もあり、種ごとの具体的な保全方法、保全計画が未検討です。

このことを踏まえ、新たに判明した情報を整理し、最新の情報へ更新する必要があることから、レッドリストの改定を行うこととします。改定時には、レッドリスト掲載種のうち代表的な種についての具体的な保全方法等についてもあわせて検討します。

レッドリストの改定には、動植物に関する分布状況の調査や情報収集が必要となることから、情報収集のための体制づくりについても検討します。



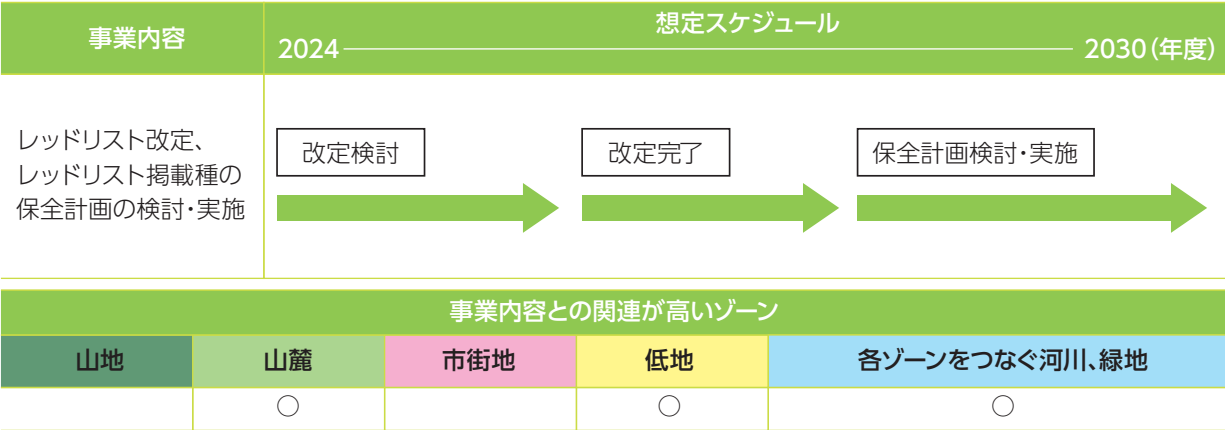
図9-1 札幌市版
レッドリスト2016
ガイドブック

2030年目標

- 札幌市版レッドリストを改定。
- 代表的な種についての保全実施計画を策定し、保全活動を実施。

モニタリング方法

- 札幌市版レッドリストを改定し、保全実施計画を策定している。
- 保全実施計画に基づき保全活動を進めている種の割合(%)を確認。



(2) 自然共生サイトを活用した保全地域の拡大

健全な生態系を確保するため、保全地域の維持、拡大を目指します。

札幌市が管理する土地、民有地問わず、生物多様性にとって重要となりうる土地を抽出するための基礎調査を行い、土地管理者へ登録を促します。登録後は、適切に管理されていることを確認します。

札幌市として、登録を検討する管理者を支援するための取組の実施を検討し、登録後の維持管理にあたっても必要な支援を実施します。

様々な所有者が保有する土地が一体となって保全対象となりうる場合は、連携して自然共生サイトとなるよう、関係者の調整を図ります。

2030年目標

■

自然共生サイトの認定件数が5件に達し、維持されている。

■

生物多様性に寄与する場所を特定し、ゾーンごとにリスト化。自然共生サイトの対象となりうる土地が10件に達している。

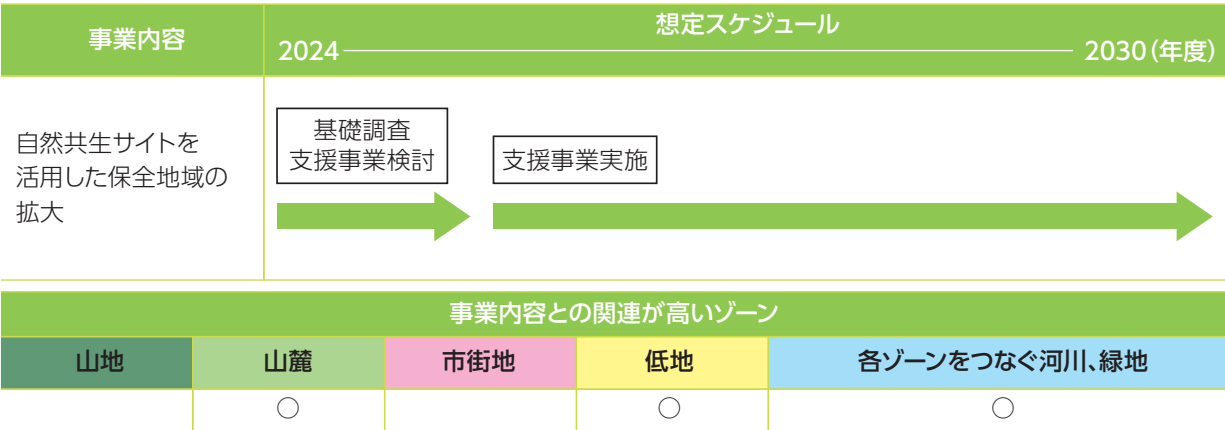
モニタリング方法

■

自然共生サイトの認定件数を確認。

■

自然共生サイトになりうる土地の件数を、自然共生サイト候補地リストにより確認。



(3) 外来種対策

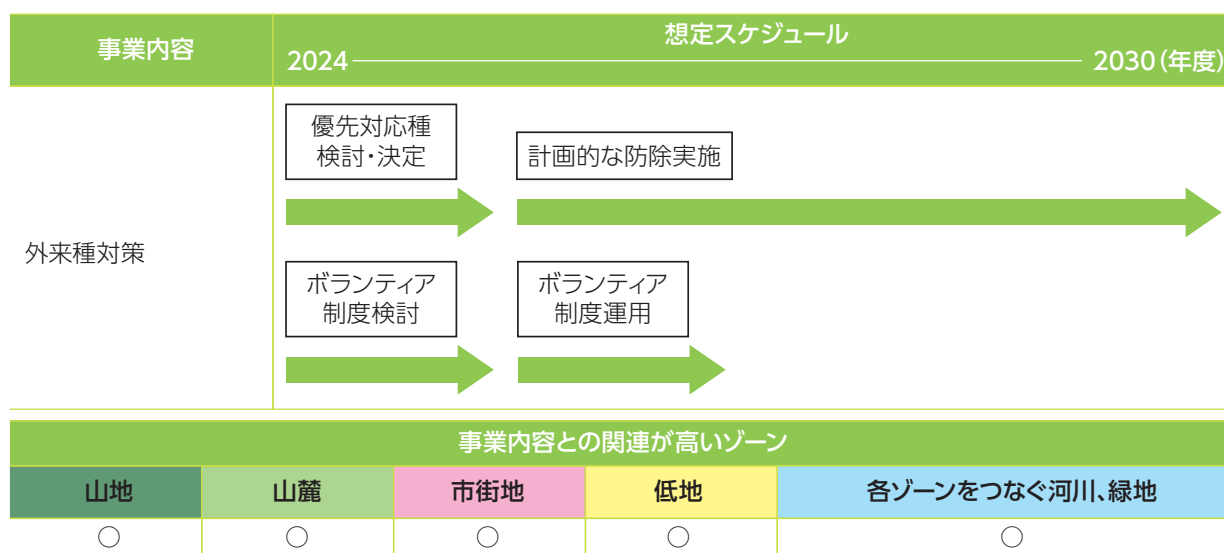
外来種については、後述の「外来種対策の基本的な考え方」に基づき、対策を進めることとします。また、対策にあたっては、札幌市としての取組だけではなく、ボランティア制度の導入など、市民、企業、市民団体等との連携についても検討します。

2030年目標

- 優先的に防除を行う外来種リストを作成し、種ごとの防除実施計画に基づいた対策を実施。

モニタリング方法

- 防除リストを作成している。
- 防除対象種毎に定めた目標（努力量に対する捕獲数または、単純な捕獲数）を達成しているか確認。



■外来種対策の基本的な考え方■

1 市民理解の促進及び意識の醸成

「外来種被害予防三原則」の普及啓発による新たな被害の防止と正しい理解の浸透

外来種被害予防三原則

- 1 入れない 悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」
- 2 捨てない 飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」(逃がさない・放さない・逸出させないこと、終生飼育を含む)
- 3 拡げない 既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」(増やさないことを含む)

2 分布情報・科学的知見等の収集

外来種の分布状況や被害状況、効果的な防除方法等に関する最新の科学的知見の収集、ホームページ等による情報の発信、市民参加型による分布情報の収集

3 優先度を踏まえた対策の実施

必要性、実効可能性及び費用対効果の観点から、優先度の高い種及び地域から対策を実施し、対象種をリスト化

(1) 種の優先度

- ア 外来生物法に基づく特定外来生物
- イ 遺伝的多様性保全条例に基づく指定外来種
- ウ ア又はイ以外の生態系被害防止外来種リストの掲載種であり、かつ北海道ブルーリスト 2010、北海道ブルーリスト改定版【哺乳類、鳥類、両生爬虫類】(2019)でA1・A2の外来種
- エ ア～ウ以外の外来種

(2) 地域の優先度

- ア 希少生物の生息地・生育地
- イ 地域特有の生物相を有する地域
- ウ ア及びイに被害が及ぶおそれのある地域

(3) 防除の優先種

- ア 希少生物が多く生息・生育する地域等生物多様性の保全上重要な地域への侵入が確認された外来種
- イ 人に重度の障害をもたらす危険のある毒を有する外来種や重傷を負わせるおそれのある外来種
- ウ 農林水産物の食害等により、地域の農林水産業に重大な被害を及ぼしている外来種

(4) 特定外来生物・指定外来種の防除

- ア 緊急的な防除の実施
- イ 計画的な防除の実施

(5) 防除の実施に当たっての留意事項

- ア 様々な主体との協働による効果的・効率的な防除体制の構築、特に市域をまたいで分布する外来種については生息状況などを他自治体等と情報共有しながら進める
- イ 関係法令の遵守と錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策
- ウ 防除対象となる生物以外の生物の生息又は生育への配慮
- エ 地域の住民、土地所有者、施設管理者等への情報提供
- オ ボランティア制度の導入による外来種対策の担い手の育成、確保
- カ 捕獲した外来種は原則、できる限り苦痛を与えない適切な方法で殺処分
- キ モニタリングの実施による順応的管理

図9-2 札幌市における外来種対策の基本的な考え方

(4) 野生鳥獣とのあつれき対策

●基本的な考え方

野生鳥獣との「共生」は、すみ分けが最重要です。野生鳥獣と生活する場所を分け、適切な距離を保つという基本的な考え方のもとに取組を進めます。

ヒグマやエゾシカが生息する森林は、札幌市の豊かな自然を象徴する貴重な財産ですが、ヒグマやエゾシカによる市街地への侵入は、安全な市民生活を脅かす重大な問題であることから、人身事故の防止を最優先とし、森林の公益的機能を維持させながら、野生鳥獣との共生を目指します。

また、「さっぽろ連携中枢都市圏」など、周辺自治体とも連携し広域的な取組を行うことで、野生鳥獣の管理体制の充実を図ります。

●ヒグマ対策

人身事故や農業被害といった人とヒグマとのあつれきを軽減し、市民の安全・安心を確保した上で人とヒグマの共生を目指す「さっぽろヒグマ基本計画2023」に基づいた施策を進めます。具体的には、ヒグマの生息域と人の生活圏の間に緩衝帯を設けて管理する「ゾーニング管理」の概念を導入し、各ゾーンに応じた対策を行うことで、人とヒグマとのすみ分けを図っていきます。

●エゾシカ対策

エゾシカによる市街地への出没事例や交通事故は増加傾向にあり、森林植生への食害及び果樹園での樹皮剥ぎなどの農業被害も発生していることから、適正な個体数管理に向けて、北海道エゾシカ管理計画及び札幌市鳥獣被害防止計画に基づいた施策を進めます。個体数管理については、大学との連携による調査や専門家による各種調査の結果に基づき、効果的、効率的な方法により森林関係部局、農政関係部局と連携して計画的に実施します。

●その他野生鳥獣対策

住宅地周辺にもキツネが生息しており、市民からエキノコックス感染症への不安、駆除や捕獲に関する相談が寄せられています。人の生活圏とキツネの生息域の間に一定の距離を保ったうえで共生を図ることを基本とし、キツネを近づけないための環境づくり、エキノコックス症の予防相談や検査について対応します。

野生鳥獣への餌やり行為により、鳴き声、フン、人への威嚇など、近隣住民への被害が発生し、餌やり行為やそれに伴う生活環境の悪化に関する相談が寄せられています。野生鳥獣への餌やり行為は、動物側の栄養的問題の発生、特定の動物の個体数増加、意図しない動物の誘引などの問題も引き起こします。

このような餌やり行為を減らしていくため、餌やりによる様々な悪影響があることを注意喚起し、野生鳥獣とは適切な距離を保つことが野生鳥獣との「共生」であることを普及啓発していく必要があります。特に住宅地、道路及び公園などの公共の場での餌やりといった、周囲への迷惑となる行為をなくすことが重要であるため、今後は、餌やり行為に関するルール作りの必要性についても検討していきます。

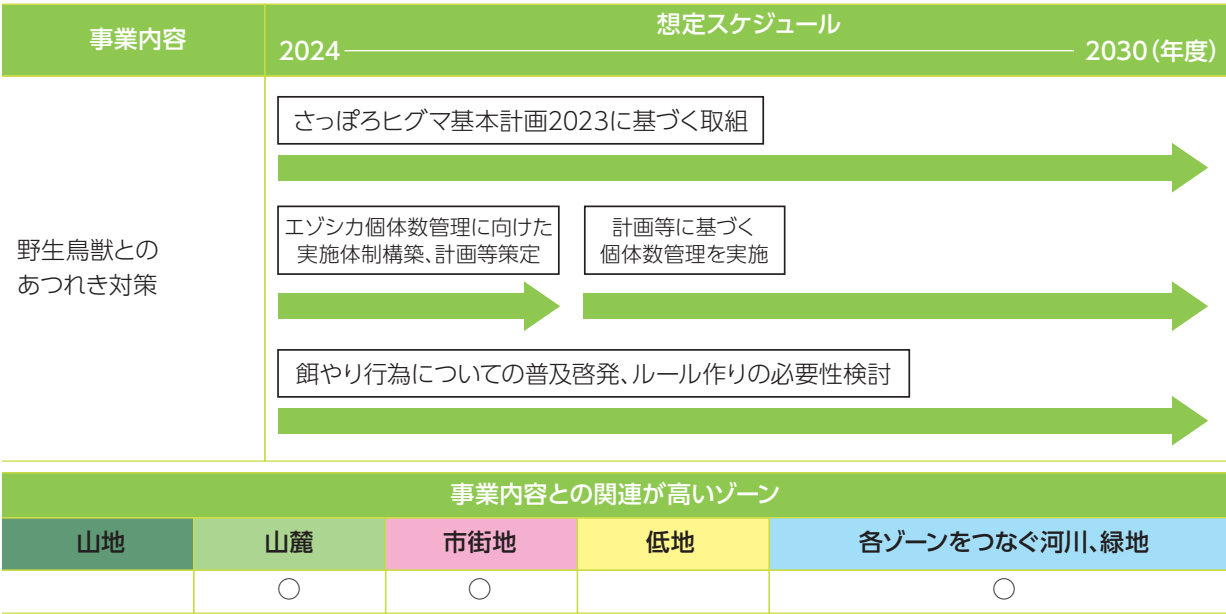
野生鳥獣との接触は、鳥インフルエンザなどの人獣共通感染症のリスクがあること、動物の感染症防止は、広くは人の感染症予防にもつながるという考え方(one health アプローチ)の浸透を図ります。

2030年目標

- さっぽろヒグマ基本計画2023に基づく取組を実施。
- エゾシカの個体数管理に向けた実施計画等を策定し、それに基づく個体数管理を実施。

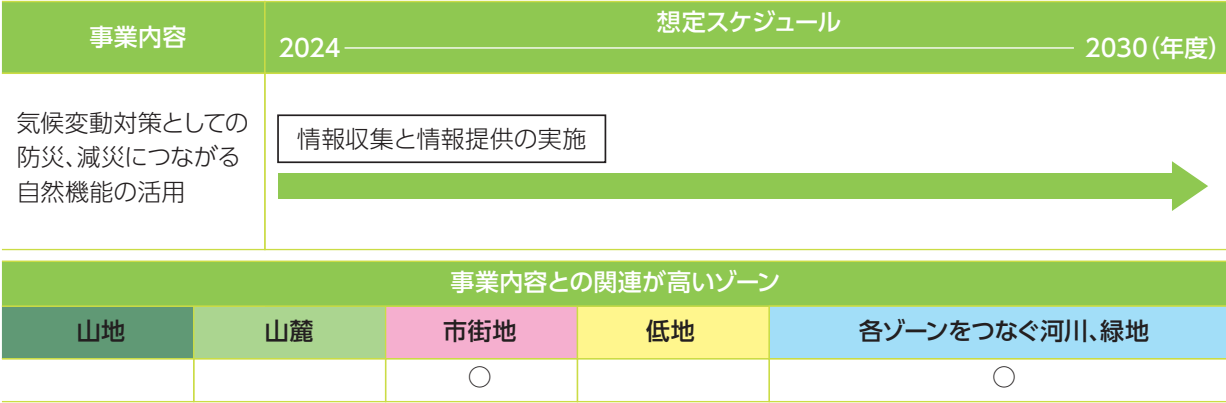
モニタリング方法

- さっぽろヒグマ基本計画2023で設定する指標により確認。
- エゾシカの個体数管理に向けた計画等で設定する指標により確認。



(5) 気候変動対策としての防災、減災につながる自然機能の活用

気候変動等により増加する自然災害に対する防災、減災といった、地球温暖化への適応等の課題については、グリーンインフラの取組の一つである雨水浸透緑化や雨水浸透枳の活用、多自然川づくりなど、自然環境が有する多様な機能を活用した対応策も有効であり、生物多様性の保全にもつながることから、計画的な整備と適切な管理を行います。



(6) 生物調査の継続的な実施

動植物の分布状況等を把握するため、市民参加型調査、専門家による調査、団体による調査など、調査の目的に応じた生物調査を継続的に実施します。

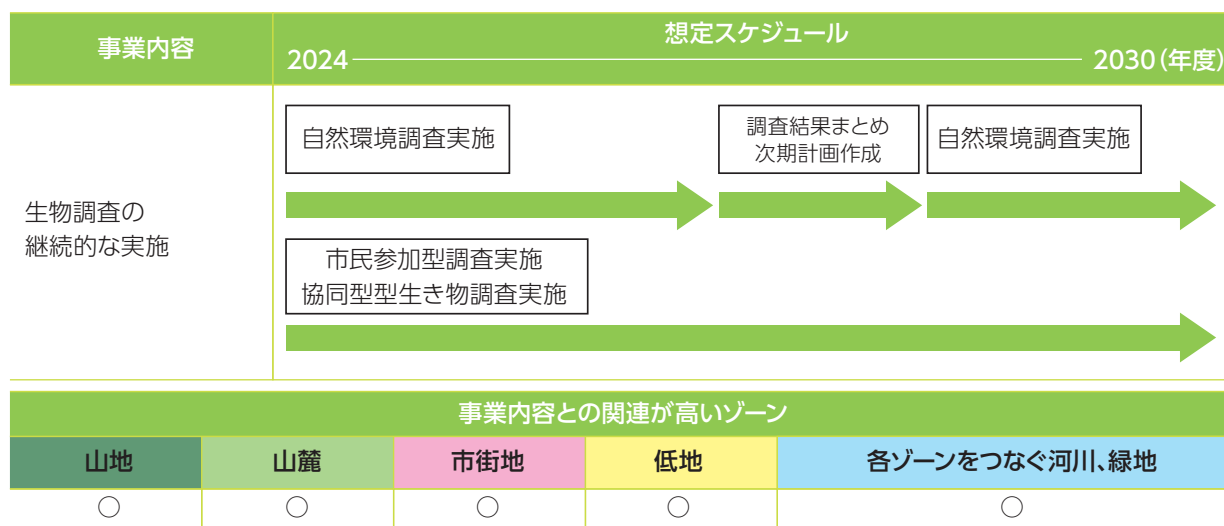
また、新たに判明した情報等を整理し、必要に応じて指標種の改定についても検討します。

2030年目標

- 札幌市内の主要な生態系において、それぞれの環境の指標種が、健全に生息・生育している。
- 指標種の改定を検討している。

モニタリング方法

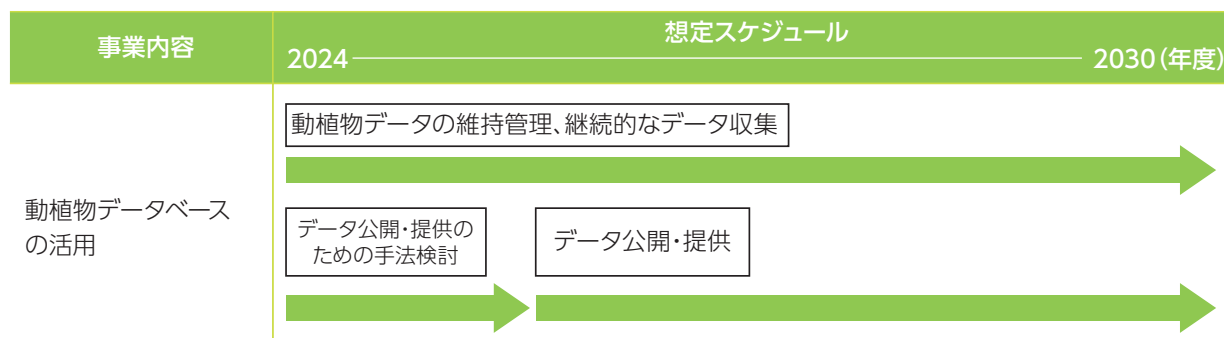
- 自然環境調査、市民参加型調査等により、指標種がそれぞれの環境に生息・生育していることを確認。



(7) 動植物データベースの活用

生物調査により明らかになった動植物の分布状況等に関するデータを一元管理するために、動植物データベースを継続的に運用していきます。

データベースの情報については、重要種等の情報を除き、公開が可能なものはホームページ等で公開することで見える化します。また、生物調査や研究、環境アセスメントなどのために動植物データが必要となる場合は、対象とする生物種や対象とする場所における生物の生息状況など、必要な情報を提供するための仕組みを作ります。



2 生物多様性の理解に関する目標

2050年目標

- 生物多様性を理解している市民が増えています。

この目標を達成するために生物多様性への理解を深め、将来に伝える施策として次のように普及啓発を実施します。

(1) 各種イベント等による啓発・情報発信

札幌市が主催する各種イベント、市内で開催される札幌市以外が主催するイベントへの出展など、様々な機会を捉えて生物多様性に関するテーマについて普及啓発を行います。

【想定される普及啓発の主な内容】

●生物多様性の価値及び重要性

生物多様性そのものについての理解度が低いことから、生物多様性の意味、その価値、重要性について啓発を行います。

●気候変動と生物多様性の関係性

気候変動により生態系が変化することによって、動植物に対しても直接的な影響が出る可能性があること、そのためのモニタリング調査等の重要性などについて普及啓発を行い、気候変動の抑制に必要な温室効果ガス排出量削減の必要性について周知を図ります。

●絶滅危惧種等動植物の乱獲に関する注意喚起

種の保存法により「国内希少野生動植物種」に指定されている種は、個体の捕獲・採取や譲渡し等が原則禁止されています。昨今はインターネット上でも簡単に希少生物を購入することができるようになっており、安易な野生動植物の購入が、販売目的の野生動植物の乱獲を誘発し、それが種の減少につながるなど、種の保存への理解について普及啓発を行います。

●遺伝的攪乱に関する配慮の浸透

人為的に移入された他の地域の生物との交雑が、在来の生物に及ぼす影響について普及啓発を行います。

●経済と生物多様性との関連性

原料調達時における生物多様性に配慮した物品の購入やサービスの選択など、事業活動における生物多様性への配慮の重要性、生物多様性に配慮した取組に関する情報開示等の重要性について普及啓発を行います。

●生物多様性に配慮したライフスタイルの実践による環境負荷低減

自然環境に配慮した商品（森林認証、水産認証、エコマーク商品等）の選択、河川水質の保全、温室効果ガス排出量の削減、環境保全型農業の推進など、生物多様性に配慮し、環境負荷の低減につながる取組や持続可能な食料生産、消費につながる取組の普及啓発を行います。

●フェアトレードの推進

札幌市はフェアトレードタウンの認定を受けており、市民、企業、教育機関など一体となってフェアトレードの輪を広げる活動を推進しています。フェアトレードの認定を受けた商品を購入することで、開発途上国の持続可能な開発を促進し、生物多様性の保全につながるについて普及啓発を行います。

●脱プラスチックとごみ問題

プラスチックは便利な素材である一方、適正な処理がされなかったプラスチックごみが海に流出する「海洋プラスチック」が世界的な問題となっています。また、適正に処理された場合でも、二酸化炭素による地球温暖化の問題があります。そのため、使用したプラスチックの適正処理、使い捨てプラスチックの使用量削減などについて普及啓発を行います。

●歴史的文化的遺産の継承

北海道の自然に密着して生まれてきたアイヌ文化をはじめ、生態系サービスからの恩恵を活用した伝統的知恵や、地域性豊かな景観の保全、伝統作物の保存、伝統文化の継承に努め、札幌の魅力向上につながる歴史的文化的遺産として、将来に引き継いでいきます。

●野生鳥獣と人との距離感

野生鳥獣と人との「共生」については、すみ分けが最重要であり、生活する場所を分けること、野生鳥獣と人間とは適切な距離を保つということが共生につながることで、自宅や身近な公園などにおいて野生鳥獣に餌やりを行うことは、不必要に野生鳥獣を集めることとなり、付近に住む市民に対して鳴き声やフンなどによる被害が発生するなどの悪影響があるほか、野生鳥獣にとっても感染症の拡大や行動範囲の変化などの悪影響があることについて普及啓発を行います。

(2) 施設における展示等による啓発

札幌市内における動物園、水族館、博物館などと連携し、施設における展示などを活用して生物多様性に関する普及啓発を行います。

(3) 学校教育との連携事業、環境教育

学校で行われている総合学習等に活用できる学習プログラムの開発を行い、各種学校へ周知し、活用を図ります。また、動植物の観察会、外来種防除体験、出前講座等により生物多様性をテーマとした環境教育を実施します。

環境教育を実施する施設職員や教員に対し、生物多様性をテーマとした研修等を実施します。

2030年目標

- 生物多様性の理解度（言葉を理解している人、言葉を知っている人の割合） 80%以上。
- 市民参加事業（観察会、外来種駆除体験など）の実施回数 5回／年度以上。
- 学校教育と連携した取組（出前講座を含む）の実施回数 5回／年度以上。

モニタリング方法

- アンケート等による確認。
- 市民参加事業、学校教育との連携事業の実施回数の確認。

事業内容	想定スケジュール	
	2024	2030(年度)
学校教育との 連携事業、環境教育	教育プログラム開発、試行	
	観察会、出前講座等の実施	

3

生物多様性に配慮した行動の実践に関する目標

2050年目標

■

生物多様性に配慮した行動をする市民、企業、活動団体が増えています。

この目標を達成するために市民、企業、活動団体等が積極的に地球規模で生物多様性に配慮した次のような取組を行います。

(1)

各主体による行動実践

- 保全事業への参加

札幌の自然環境を保全するための事業を実施し、参加を促進します。
- 生物多様性に係る環境教育の推進

学校教育、環境教育施設において実施する生物多様性に関する環境教育を推進します。環境副教材には生物多様性に関する記載と解説を加え、学校教育で活用できるようにします。
- 企業による環境配慮及び保全活動

原料調達、本来業務における生物多様性への配慮(省エネルギー、省資源、エコドライブ、地産地消、簡易包装、製品化の際の配慮、工事における工法の工夫など)、物品購入やサービスの選択、生物多様性保全への取組や情報開示及びTNFDへの対応を推進します。
- 温室効果ガス排出量の削減

気候変動の抑制のため、温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた必要な行動を促進します。
- 持続可能な農業への理解促進

「さっぽろとれたてっこ」のロゴマークを活用して札幌の農業について広く周知を図り、地産地消の拡大や持続可能な農業につなげます。
- 食品廃棄物の削減

家庭や事業所における食品廃棄物の削減に向けた普及啓発活動等を実施します。
- 環境配慮商品の利用、消費行動における配慮

エシカル消費、地産地消、持続可能な生産がされている商品の選択(森林認証、水産認証、エコマーク商品をはじめとしたグリーン購入など)を推進します。

●環境影響評価等による開発の自然環境への影響抑制

市内で実施する大規模事業については環境影響評価法または札幌市環境影響評価条例のいずれかが適用となり、あらかじめその事業が環境に与える影響について調査・予測・評価を行ってその結果を公表し、市民や行政の意見を参考にして、事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みがあります。

また、環境影響評価の対象外事業についても、可能な限り生物多様性への配慮について要請します。

●市民が自然を体験する機会の創出

市民向けの自然観察会、市民参加型指標種調査などの実施により、市民が自然を身近に感じ、生き物どうしのつながりや生物多様性について体験しながら理解につながる機会を創出します。

●歴史的文化の継承

札幌市アイヌ文化交流センター（サッポロピリカコタン）は、常設展示において自然と共生する独自の文化を育んできたアイヌ民族の生活や文化など、アイヌの自然観から生物多様性を学ぶことができる施設です。このような施設での展示や体験講座などを通して歴史的文化の継承につなげます。

2030年目標

- 生物多様性保全活動に参加、取り組んでいる市民の割合7%以上。
- 環境に配慮した商品を利用している市民の割合 70%以上。
- 原料調達時の環境配慮の促進に取り組む事業者の割合 65%以上。
- 市民参加型指標種調査参加人数1,900人／年度以上を維持。

モニタリング方法

- アンケート等により確認。
- 市民参加型指標種調査参加人数の確認。

事業内容	想定スケジュール	
	2024	2030(年度)
各主体による行動実践	行動実践	

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

資料編

(2) 企業、施設との連携事業

●企業、団体の生物多様性保全への取組の支援等

生物多様性の保全に取り組む企業、団体へのインセンティブを検討します。

●生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワークとの連携事業による普及啓発

市内の動物園、水族館、博物館などを含む環境関連施設19施設を生物多様性さっぽろ活動拠点ネットワークとして位置づけ、連携事業による普及啓発活動、出前講座の対応、外来種防除に係る協力などを行います。

●円山動物園との連携事業

企画展示等のイベントの共催による普及啓発、ウチダザリガニ等の外来種の生息調査や防除、札幌市版レッドリスト掲載種の保全事業など、連携した取組を実施します。

●札幌市豊平川さけ科学館との連携事業

市内の河川における札幌市版レッドリスト掲載種の保全事業、外来種対策などについて連携して実施します。

●大学と連携した共同研究など

札幌市版レッドリスト掲載種の保全事業、外来種対策、野生鳥獣とのあつれき対策については、大学等との共同研究などの実施により、学術的な視点や専門的な見地、科学的根拠に基づいた適切な方法により各種事業を進めます。

●動植物生息状況のデータ共有

札幌市動植物データベースに登録されている動植物データについて、研究機関との情報共有体制を検討します。

2030年目標

- 生物多様性保全活動に参加、取り組んでいる事業者の割合 60%以上。
- 企業、施設等との連携事業数10件／年度以上を維持。

モニタリング方法

- アンケート等により確認。
- 連携事業の実施件数の確認。

事業内容	想定スケジュール	
	2024	2030 (年度)
企業、施設との 連携事業	連携事業の実施	

第10章 ビジョンの推進にあたって

1 各主体に求められる行動

生物多様性の保全を図り、その恩恵を将来の世代に引き継いでいくためには、あらゆる主体が担い手となって共に施策を進め、生物多様性への配慮行動を推進する必要があります。各主体の主な役割と求められる行動の例について示します。

(1) 札幌市

本ビジョンに基づき、国や北海道、周辺自治体、市民、活動団体、企業等との連携を図り、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的に推進します。また、札幌市が行う様々な事業において生物多様性への配慮を実践します。

- 生物多様性に関する教育や普及啓発を推進
- 市民や事業者による環境配慮活動を支援
- 市民、活動団体、大学等との連携・協働による調査研究等の推進
- 各部署と連携し、より効果的な生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を検討し、実施する
- 動植物の情報を収集するための体制づくり

(2) 市民

生物多様性と日常生活の関わりを認識し、生物多様性に配慮した商品を利用するなど、普段の生活で実践できる生物多様性への配慮行動を行います。また、自然環境の保全につながる活動に積極的に参加します。

- 生物多様性の保全や生き物調査などの活動に参加する
- 地域の自然に関心を持ち、積極的に触れる
- エコマーク商品、水産認証・森林認証商品、フェアトレード商品など、環境に配慮した商品やサービスを利用する
- ペットや昆虫、植物など生き物の飼育は、最後まで責任をもって行い、野外に放さない
- 地産地消、節水や節電、3Rによる廃棄物の削減などに努める
- 野生鳥獣への餌やりをしない

(3) 活動団体

地域における保全活動や、観察会などの実施により生物多様性に関する知識等の普及を促進したり、札幌市、市民、企業が実施する取組への支援など、各主体との連携を進めます。

- 動植物の生息環境の維持管理や自然体験、生き物調査など生物多様性の保全に寄与する活動を行う
- 地域の自然環境等に関する情報を発信する

(4) 企業

企業による事業活動は生物多様性に大きな影響を及ぼすこと、企業はその影響をより少なくする必要があることを認識したうえで、事業活動による生物多様性への影響を最小限とするための取組を進めます。

また、その取組を情報開示することにより、生物多様性への取組を適正に実施している企業の評価、価値の向上を図ります。

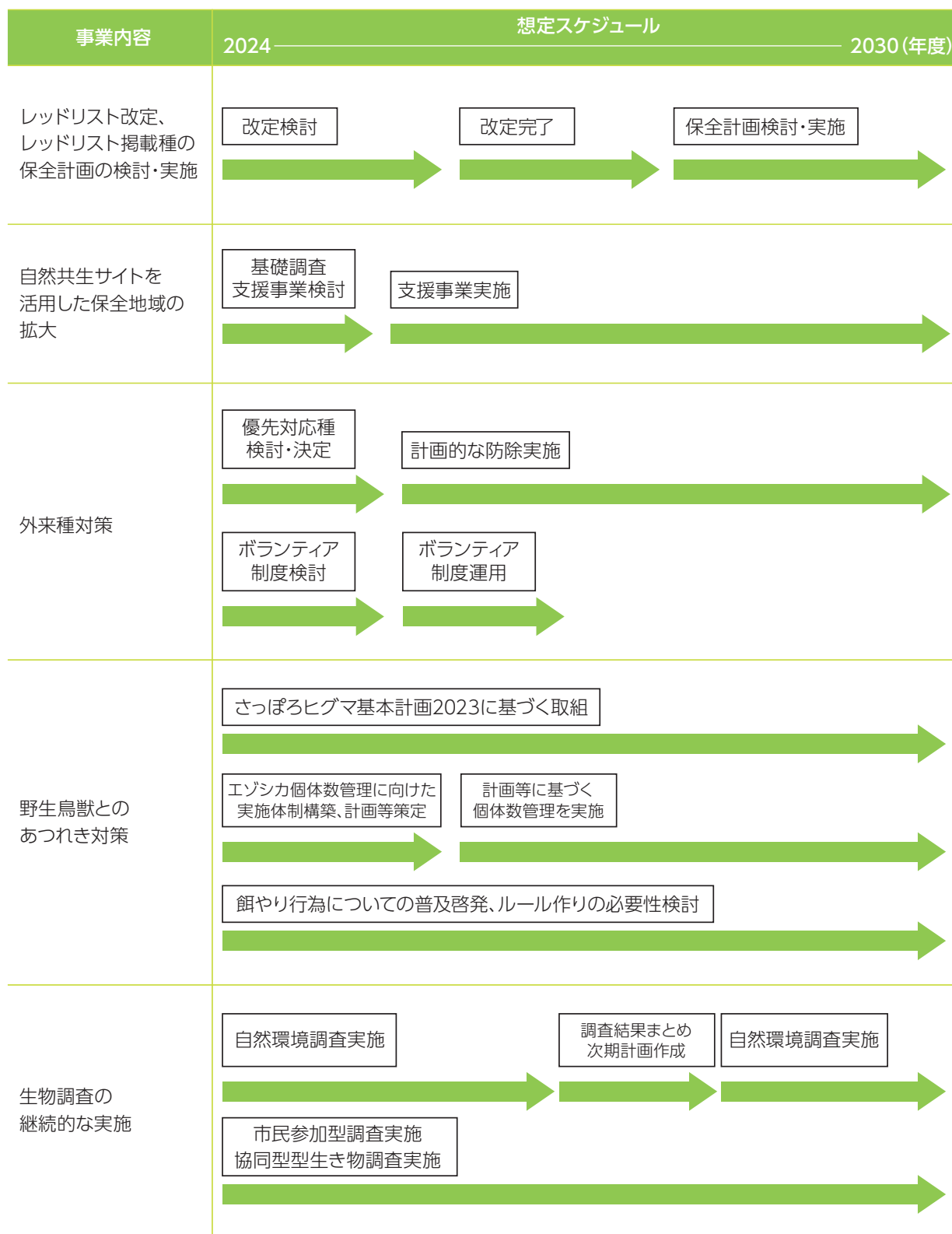
- 工事方法の工夫や簡易包装など、生物多様性に配慮した商品やサービスを積極的に提供する
- 森林認証や水産認証の製品など、生物多様性に配慮した資材の調達や事業活動に努める
- 所有地や建物に、在来の生き物が生息・生育できる環境を創出する
- 市民や活動団体の取組を支援し、積極的に参加する
- 生物多様性の保全に関する取組を実施し、ホームページなどで情報を開示・提供する

2 2030年目標と進捗管理(再掲)

2030年目標と定期的なモニタリング方法について整理しました。これにより進捗状況を確認していきます。

(1) 生物多様性の保全に関する目標

2030年目標	モニタリング方法
札幌市版レッドリストを改定し、代表的な種についての保全実施計画を策定、保全活動を実施している。	・レッドリストを改定し、保全実施計画を策定 ・保全実施計画に基づき保全活動を進めている種の割合(%)を確認
自然共生サイトの認定件数が5件に達し、維持されている。	・自然共生サイトの認定件数を確認
自然共生サイトの対象となりうる土地が10件に達している。	・自然共生サイトになりうる土地の件数を自然共生サイト候補地リストにより確認
優先的に防除を行う外来種リストを作成し、種ごとの防除実施計画に基づいた対策を実施。	・防除リストを作成 ・防除対象種毎に定めた目標(努力量に対する捕獲数または、単純な捕獲数)を達成しているかを確認
さっぽろヒグマ基本計画2023に基づく取組と、エゾシカの個体数管理に向けた実施計画等を策定し、それに基づく個体数管理を実施。	・計画等で設定する指標により確認
札幌市内の主要な生態系において、それぞれの環境の指標種が、健全に生息・生育している。	・自然環境調査、市民参加型調査等により、指標種がそれぞれの環境に生息・生育していることを確認



(2) 生物多様性の理解に関する目標

2030年目標		モニタリング方法
生物多様性の理解度（言葉を理解している人、言葉を知っている人の割合） 80%以上		・アンケート等による確認
市民参加事業（観察会、外来種駆除体験など）の実施回数 5回／年度以上		・実施回数の確認
学校教育と連携した取組（出前講座を含む）の実施回数 5回／年度以上		・実施回数の確認

事業内容	想定スケジュール	
	2024	2030(年度)
学校教育との 連携事業、環境教育	教育プログラム開発、試行	
	観察会、出前講座等の実施	

(3) 生物多様性に配慮した行動の実践に関する目標

2030年目標		モニタリング方法
生物多様性保全活動に参加、取り組んでいる市民の割合 7%以上		・アンケート等による確認
環境に配慮した商品を利用している市民の割合70%以上		・アンケート等により確認
原料調達時の環境配慮の促進に取り組む事業者の割合 65%以上		・アンケート等により確認
市民参加型指標種調査参加人数1,900人／年度以上を維持		・参加人数の確認
生物多様性保全活動に参加、取り組んでいる事業者の割合 60%以上		・アンケート等により確認
企業、施設等との連携事業数10件／年度以上を維持		・実施件数の確認

事業内容	想定スケジュール	
	2024	2030(年度)
各主体による行動実践	行動実践	
企業、施設との 連携事業	連携事業の実施	